

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第23号

答申番号：令和5年度答申第24号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、いずれも棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次のとおり、原処分（生活保護申請却下処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 居宅確保の支援を行う団体（以下「本件支援団体」という。）が紹介した物件（以下「入居予定物件」という。）に入居する意思がないにもかかわらず、処分庁及び本件支援団体により、請求人のあずかり知らぬところで入居予定物件への入居に係る契約がなされた。
- (2) 入居する物件を探していたが、処分庁に妨害されたことで居宅を確保することができなかった。
- (3) 処分庁からの調査を忌避しておらず、むしろ処分庁が調査の実施を拒否していた。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 請求人に対し、処分庁に来庁の上生活状況及び居宅の確保に係る経過を報告するよう伝えていたが、入居予定物件への入居は一時的なものであると主張し、その後居宅を確保できないまま、本件支援団体からの協力を打ち切られ、入居予定物件に居住できなくなり、なおかつ電話連絡も行えなくなったため、請求人の資産及び収入状況、困窮状態の把握ができない状況となったことから「報告をせず、忌避している状況」にあったと判断し、原処分を行ったものであり、違法又は不当な点はない。
- (2) 請求人は、処分庁の担当職員との面談の場で、本件支援団体の職員同席のもと入居予定物件に係る契約の確認を行っており、この場で請求人も転居に同意していたこと、また、入居予定物件へ荷物を搬入するなどしており、請求人のあずかり知らぬところで契約が進められたわけではない。また、居宅確保に向け処分庁が可能な支援を提案していたのであり、妨害していたという事実はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び生活保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 処分庁は、居宅確保の状況や生活状況を確認するために、請求人に対し、処分庁に来庁するよう伝えたが、請求人は来庁することなく、居宅確保の状況や生活状況を処分庁に報告することもしなかったため、処分庁は請求人の所在を把握することができない状況となり、「保護申請時に調査に必要な」請求人からの「協力が得られない」状況であったことが認められるとともに、請求人には居宅がなく、処分庁としては、請求人の協力が得られないため、「その調査が必要な理由及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明」し得る状況ではなく、保護の開始決定は、申請者の施設の入所や住居が確保されたとき以降に行うこととされていることから、処分庁は、保護の開始を決定することが困難な状況にあったと認められる。

また、処分庁が保護の申請に対する要否等の決定を申請があった日から最長でも30日以内にしなければならないことを踏まえると、要否等を決定するまでの期間中、請求人は一度は入居予定物件に居住しながら、結局入居予定物件に入居することを拒絶し、新たな居宅を確保することもなかったことから、施設入所や居宅確保を実現することが不可能な状況であり、原処分に違法又は不当はない。
- 3 請求人は、入居予定物件に入居する意思がないにもかかわらず、処分庁及び本件支援団体により、請求人のあずかり知らぬところで入居予定物件への入居に係る契約がなされたこと、入居する物件を自身で探していたが、処分庁に妨害されたことで居宅を確保することができなかったこと、処分庁からの調査を忌避しておらず、むしろ処分庁が調査の実施を拒否していたことを主張するが、請求人が入居予定物件への荷物の移送費について保護の変更申請を行っており、実際に入居予定物件に荷物を移送していたことから、外観的に請求人が入居予定物件に入居する意思を示していたことは明らかであること、処分庁が居宅確保の状況や生活状況について処分庁に来庁して報告を行うよう求めても来庁せず、不満や要望を伝えるものであったこと、処分庁が請求人の居宅確保を妨害するような行為があることを示す証拠もないから、請求人の主張を採用することはできない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の張には理由がないから、本件審査請求は、いずれも棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和6年2月16日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条

第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされており（法第4条第1項）、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対し、法に定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている（法第19条第1項第2号）。

そして、保護の実施機関は、保護の決定又は実施等のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求め、又は当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるとされており（法第28条第1項）、保護の実施機関は、要保護者が前記による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは保護の開始又は変更の申請を却下することができるとしている（同条第5項）。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、保護の開始の申請時において、保護の受給要件を満たしているかどうかを判断するため、要保護者から保護の要否の判定に必要となる書類を的確に提出させることとされており、調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでないとされ、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第28条第5項の規定に基づき申請却下等の措置をとることとされている。

そこで本件についてみると、処分庁から請求人に対し、保護の要否、種類、程度、方法を決定するための実態調査を行うため、処分庁は請求人に居宅確保の進捗状況や生活状況を報告するよう伝えていたものの、請求人が結局居宅を確保することのないまま、処分庁から請求人への連絡がつかない状況となり、調査不能になったと認められる。したがって、処分庁が保護の要否に係る調査を行うことができないとして、法第28条第5項の規定により行った原処分について違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、入居する物件を探していたが、処分庁に妨害されたことで居宅を確保することができなかつたと主張する。しかしながら、処分庁による敷金や移送費など保護決定後に支給可能な費用についての説明は妨害に当たるとまではいえないことから、請求人の主張は採用することができない。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められ

ず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子